

2025 年 10 月から経営管理ビザの取得要件が大幅に変更されます。現在、以下のような要件になるのではないかと考えられます。まだ、確定ではありませんので、参考までにご確認下さい。

1. 申請者本人に求められる条件

これまでは「誰でも」申請できましたが、今後は次のどちらかが必須となります。

- ① 経営・管理の実務経験が 3 年以上あること
- ② 経営・管理に関連する修士課程レベルの学歴があること

※ 経験か学歴、いずれかがないと申請できません。

2. 会社・事業に求められる条件

(1) 資本金と雇用要件

- 資本金が 3,000 万円以上
- 常勤職員を 1 名以上雇用

※対象となる職員は、日本人・永住者・永住者の配偶者・定住者

(2) 事業計画書の専門家認定

これまで：自分で作成して提出可能

今後：中小企業診断士、公認会計士など専門家の評価付きで提出が必須

3. 日本語能力要件（新設）

申請者本人または常勤職員のどちらかが、B2 レベル（中上級）の日本語力を持っていることが必要

【B2 レベルの目安（CEFR 基準）】

- 日常会話がほぼ問題なくできる
- 複雑な業務上のやりとりも理解できる
- ビジネス文書を読む・書くこともある程度可能

申請者本人が日本語を話せなくても、常勤のスタッフがこの条件を満たせばよいとされますが、「常勤」とは、契約上フルタイム勤務で実際にオフィスに常駐していることが必要となります。

既に在留している人の扱い（経営管理ビザの改正後）

改正基準の適用時期

制度開始から３年後、最初の在留期間更新申請のときから、
原則として新しい基準（資本金・雇用要件など）に適合している必要があります。

例外的に継続が認められる場合

改正後の基準を満たしていなくても、

- 経営状況が良好である
- 法人税を納付するなど地域経済に貢献している
- 次回の更新までに基準を満たす見込みがある

といった事情があれば、在留継続を例外的に認める可能性があります。

永住許可について

「経営・管理」ビザから永住を希望する場合は、改正後の基準を満たしていることが
条件になります。